

## 駐車場のご利用におけるお願ひ

駐車場料金と定額・免除については下記のとおりとなります。ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 1 料金表

| 利用区分   | 駐車場              | 時間区分          | 料金              | 備考   |
|--|------------------|---------------|-----------------|--|
| 一般の方<br>面会・お見舞いの方                                    | 第1A<br>第1B<br>第2 | 30分～<br>3時間以内 | 300円            |  |
|  |                  | 3時間超          | 1時間毎に<br>100円加算 |  |
|  |                  | 30分～<br>3時間以内 | 200円            |  |
|  | 第3               | 3時間超          | 1時間毎に<br>100円加算 |  |
|  |                  |               |                 |  |
| 外来・入退院の方<br>付き添いの方<br>リラのいえ（第3駐車場）<br>オレンジクラブ（第3駐車場） | 第1A<br>第1B<br>第2 |               | 300円            | ・「外来・入退院の方」とは、外来受診日又は入院する日に来院する患者さん及び退院する日に離院する患者さんを指します。<br>・「付き添いの方」とは、外来受診日、入院する日及び退院する日に付添う家族等に加え、入院中の患者さんの日常の世話をを行うために来院した保護者を含む方となります。 |
|  |                  | 1日（1回）<br>につき | 200円            |  |
|  | 第3               |               |                 |  |
|  |                  |               |                 |  |

### ＜長期駐車場利用届＞

ご本人のご入院または患者の付き添いで、「1泊2日以上」駐車場の利用希望があった場合、下記の定額・免除処理に従い病棟で「定額」または「免除」の押印をいただいてください。

その後、患者本人または患者付き添い人より、管理棟1階の総務課へお越しいただき、長期駐車場利用届（第10号様式）を届出ください。

### 2 定額・免除の処理方法

| 区分                 | 料金                    | 定額・免除確認方法                                    |  |
|--------------------|-----------------------|--|--|
| 外来の方               | 定額                    | 会計窓口にて定額処理をおこなってください。                        |  |
| 入院の方、付き添いの方        | 定額                    | 病棟にて「定額」の押印いただき、会計窓口又は防災センターで定額処理をおこなってください。 |  |
| 手帳、車いす、<br>ストレッチャー | 外来の方                  | 免除   | 会計窓口にて現物確認をいただき、免除処理をおこなってください。  |
|                    | 入院の方<br>(入院日、退院日、入院中) | 免除   | 病棟にて現物確認と、「免除」の押印をいただき、会計窓口又は防災センターで免除処理をおこなってください。<br>※入院中の場合は、来院したご家族の手帳、車いす、ストレッチャーの現物確認をいたします。 |
| 病院側からの緊急呼び出し等により来院 | 外来の方                  | 免除   | 「免除」の押印をいただき。を行い、会計窓口又は防災センターで免除処理をおこなってください。  |
|                    | 入院中の方                 | 免除   |  |

## 駐車場利用に関する Q & A

### (支払方法)

Q : 料金の支払に現金以外は使用できるか。

A : クレジットカード、電子マネー (Suica、PASMO)、コード決済 (PayPay、auPay、d払い) もご利用いただけます。

Q : 壱万円札は利用可能か。

A : 千円札と500円・100円・50円・10円硬貨のみ利用可能。事前精算機は、壹万円札・五千円札が利用可能です。

Q : 手持ちに壹万円札しかない。両替は可能か。

A : 本館正面入口の外に設置してある事前精算機をご利用ください。

### (定額料金について)

Q : 1日1回300円(第3駐車場にあっては200円)とあるが、24時間以内という意味か、午前0時までという意味か。

A : 入庫から24時間という意味になります。

Q : 子どもが入院中で、家族は「リラの家」に滞在する。その間、病院の駐車場を利用したいが、定額料金となるのか。

A : 「リラの家」の駐車場利用が原則となります。満車時のみ当センターの第3駐車場の利用が定額料金とでできます。

Q : タリーズにコーヒーを飲みに来た。個人的知り合いのこども医療センターの職員に会いに来た。こういった場合はどうなるのか。

A : 診療及びこれらに付随する行為ではないため、定額料金に含まれません。時間制料金となります。

Q : 定額料金の場合の認証手続はどうするのか。

A : 外来の場合は会計手続に併せて行います。入院の場合は病棟で確認印(定額料金用)押印又は病棟名の記入のいずれかをおこない、防災センターで手続をお願い致します。

### (免除について)

Q : 免除の場合の認証手続はどうするのか。

A : 外来の場合は会計手続に併せて行います。入院の場合は、病棟で免除押印をいただき、防災センターで免除手続をおこなってください。

### (免除について/身体障害者)

Q : 「身体障害者手帳など」の「など」には、具体的に何が含まれるのか。

A : 知的障害者を対象としている療育手帳(自治体によっては「愛の手帳」・「みどりの手

「帳」などと言われるもの)、精神障害者を対象としている精神障害者保健福祉手帳になります。

Q : 身体障害者手帳が交付されていれば、免除とのことだが、部位や等級の制約はあるのか。

A : 手帳が交付されていれば、部位や等級にかかわらず、対象となり免除となります。

Q : 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級の制約はあるのか。

A : 手帳が交付されていれば、等級にかかわらず、対象となり免除となります。

Q : 手に障害があり、身体障害者福祉法上、障害の程度は7級に相当する。障害の程度が7級の場合、身体障害者手帳は交付されないこととされているが、免除となるのか。

A : 手帳の交付を要件としているので、対象となりません。

Q : 家族が身体障害者の場合、対象となるのか。

A : 運転手・同乗者も含め、身体障害者手帳が交付された方がいれば、対象となり免除となります。

Q : 身体障害者の子どもが外泊から戻る。帰りは子どもが乗っていないので、身体障害者手帳が交付された者がいないが、この場合の扱いはどうか。

A : 来院時、身体障害者手帳が交付された者が同乗していたことから、免除となります。

Q : 身体障害者などの確認方法はどうするのか。

A : 手帳を提示ください。

Q : 身体障害者の子どもが入院しているが、この場合の面会の扱いはどうか。

A : 運転手・同乗者も含め、身体障害者手帳が交付された方がいれば、対象となります。が、入院中のお子様のみの場合は対象外となり、定額料金となります。

| 区分                        | 免除対象   |
|---------------------------|--|
| 外来受診日<br>入退院する日、<br>退院する日 | 患者又は当日車に同乗してきた者のうちいずれかが手帳をお持ちの方、車いす、ストレッチャーを利用の方 |
| 患者が入院中の日                  | 当日車に同乗してきた者のうちいずれかが手帳をお持ちの方、車いす、ストレッチャーを利用の方     |

(免除について/車椅子・ストレッチャー)

Q : 患者でなく、家族が車椅子を利用している場合は、対象となるのか。

A : 運転手・同乗者も含め、車椅子を利用している方がいれば、対象となり免除となります。

Q : 車椅子・ストレッチャー利用者の確認方法はどうするのか。

A : 現物を確認させていただきます。

### (免除について/その他の場合)

Q : センターからの緊急呼び出し等で来院された場合とは、どのような場合が想定されるのか。

A : 原則、患者危篤時や状態急変時になります。その他、病院及び家族の要請で特別支援学校の教諭の来院を求めた場合などを想定しております。日常の面会、入退院時の付き添いは免除の対象外であり、定額料金となります。

Q : センターから家族などのお越しをお願いした場合の確認方法はどうするのか。

A : 外来の場合は、会計手続に併せて行います。面会の場合は、病棟で確認印（免除用）を押し、防災センターで手続をお願い致します。

Q : 病気や障害があるため、ベビーカーがないと移動できない。減免対象にしてほしい。

A : 身体障害者手帳等の手帳をお持ちの方や、車いす、ストレッチャーをご利用の方は引き続き減免対象としています。

また、ベビーカー利用者でも援助や配慮が必要な方が所持しているヘルプマークを提示いただくなど特別な配慮が必要なことを申し出ていただければ、減免いたします。

### (子供用車椅子について)

Q : 子供用車椅子を使用しているが免除の対象となるのか。

A : 免除となります。

Q : ベビーカーに医療機器等を設置し、車椅子として使用しているが免除の対象となるか。

A : 免除となります。

Q : 患者は子供用車椅子を使っていないが、下の子どもが子供用車椅子を利用している場合は、対象となるのか。

A : 同乗者も含め、子供用車椅子を利用している方がいれば、免除となります。

Q : 子供用車椅子利用者の確認方法はどうするのか。

A : 現物を確認させていただきます。

Q : 子供用車椅子利用者だが、子どもを先に乗車させたため、現物確認するには、取りに行かなければならない。減免にしていただけないのか。

A : 原則、現物確認が必要ですが、利用者が先に乗車してしまっている場合は、患者さんや家族等の負担を考慮し、自己申告でも減免いたします。